

10月から

インフルエンザワクチン 予防接種費用の助成が始まります！



村では、下表に該当する方を対象に、インフルエンザワクチンの予防接種費用を助成します。対象となる方は助成期間内に接種してください。なお、下表①・②に該当する方は9月下旬に「インフルエンザ予防接種予診票(受診券)」を郵送します。下表③・④・⑤に該当する方は事前に必要な手続きをした上で接種を受けてください。下表⑥に該当する方は接種後に手続きをお願いします。

【申し込み・問い合わせ】保健センター(☎282-2797)

インフルエンザワクチンは、インフルエンザの発症を抑えたり、重症化を防いだりする効果が期待できます。ワクチンの予防効果は、接種した2週間後(13歳未満の子どもは2回の接種後)から5か月程度と考えられています。接種の際は、ワクチンの効果や副反応について理解した上で、体調の良いときに受けましょう。

助成期間▼10月1日(木)から令和3年1月30日(土)まで

対象等▼下表参照

対 象	自己負担額	事前申請	そ の 他
① 1歳(令和2年10月1日現在)から中学3年生までの方	1,000円/回	不要	9月下旬に予診票を郵送します。 ▼9月以降に転入した方(予診票が届かない方) 保健センターへお問い合わせください。
② 65歳以上の方 (接種日当日の年齢)	無料	不要	▼昭和30年12月31日までに生まれた方 9月下旬に予診票を郵送します。必ず、65歳の誕生日を迎えてから接種を受けてください。
③ 60歳以上64歳以下で、心臓・腎臓・呼吸器等の内部障がいおよび免疫機能障がいにより身体障害者手帳1級の交付を受けている方	無料	要	▼初めて申し込む方 身体障害者手帳等をお持ちの上、保健センターへ申し込みください。 ▼助成を受けたことがある方 保健センターへ電話で申し込みください。
④ 1歳以上65歳未満で、村民税非課税世帯の方	無料	要	「東海村インフルエンザワクチン接種用村・県民税非課税証明書※」をお持ちの上、保健センターへ申し込みください。なお、1歳から中学3年生までの子ども(対象①)がいる場合は、郵送された予診票を併せてお持ちください。 ※証明書の発行…税務課(役場行政棟1階)で申請してください(手数料200円)。交付を受ける際は、窓口に来る方の本人確認ができるもの(運転免許証等)をお持ちください。
⑤ 1歳以上65歳未満で、生活保護世帯の方	無料	要	「生活保護受給証」をお持ちの上、保健センターへ申し込みください。なお、1歳から中学3年生までの子ども(対象①)がいる場合は、郵送された予診票を併せてお持ちください。
妊婦の方 ※妊娠中で▽予防接種日から助成金申請日まで引き続き村内に住所を有している▽母子健康手帳の交付を受けている—を満す方	1,000円/人 接種後の申請が必要		保健センター備え付けの申請書に必要事項を記入し、▽医療機関発行の領収書または費用の支出を証明する書類▽母子健康手帳の写し(対象者の氏名が記載されている表紙部分)—をお持ちの上、令和3年7月30日(金)までに、保健センター(総合福祉センター「絆」内)へ申し込みください。※申請書は、村公式ホームページからもダウンロードできます。
⑥	※接種後、医療機関で接種費用の全額をお支払いください。申請書の提出後、接種費用から自己負担額(1,000円/人)を除いた額(上限3,380円/人)が、指定の口座に振り込まれます。		

その他▼▽対象①～⑥に該当しない方は、接種費用が全額自己負担となります。接種を希望する方は、直接医療機関へお問い合わせください。